



軽自動車税の税制改正により、税率が改正されます

●問い合わせ先
税務課 (☎ 82-1125)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者に1年分が課税されます。

■原動機付自転車、小型特殊自動車および二輪車

種 別		年税額	
		平成 27 年度まで	平成 28 年度から
原動機付自転車	50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	50cc 超～90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	90cc 超～125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業車	1,600 円	2,400 円
	その他(フォークリフト等)	4,700 円	5,900 円
二輪の軽自動車	250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	250cc 超	4,000 円	6,000 円

■軽自動車

種 別			年税額		
			最初の新規検査が 平成 27 年 3 月以前	最初の新規検査が 平成 27 年 4 月以降	最初の新規検査を 受けてから 13 年を 経過 (重課)
三 輪			3,100 円	3,900 円	4,600 円
四 輪 以上	乗 用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨 物	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

※最初の新規検査とは、自動車検査証に記載されている「初年度検査年月」のことです。

※「初年度検査年月」が平成 14 年 12 月以前の車両が、平成 28 年度から重課となります。

■最初の新規検査が平成 27 年 4 月以降の軽自動車のうち、環境負荷の小さい車両などのグリーン化特例 (軽課)

種 別			年税額 (平成 28 年度分のみ)		
			①概ね 75% 軽減	②概ね 50% 軽減	③概ね 25% 軽減
三 輪			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四 輪 以上	乗 用	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨 物	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

①電気自動車、天然ガス自動車 (平成 21 年排出ガス 10%低減)

②乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 32 年度燃費達成基準 + 20%達成車
貨物：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 27 年度燃費達成基準 + 35%達成車

③乗用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 32 年度燃費達成基準達成車
貨物：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成かつ平成 27 年度燃費達成基準 + 15%達成車

※②③については、ガソリン車に限り適用されます。

※排出ガス基準や燃費達成基準は、自動車検査証の備考欄に記載されています。